

共有資産代表者指定届

新規 ・ 変更

令和 年 月 日

開成町長 様

地方税法第10条、地方税法第10条の2第1項により、共有資産に係る固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表として、次のとおり共有者連署のうえお届けします。

	ふりがな	住所	持分
	氏名		
代表者		電話番号 () -	/
共有者		電話番号 () -	/
		電話番号 () -	/
		電話番号 () -	/
		電話番号 () -	/
		電話番号 () -	/
		電話番号 () -	/

* 共有者本人の署名が困難な場合は、ご本人の了承を得ていただければ、代筆でも構いません。

* 印は認印で構いません。

* 共有資産に係る固定資産税は、地方税法の規定により共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うものです。

* 代表者の本人確認ができる書類の提示または写しを添付してください。

【運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカードなど顔写真つきの身分証明書】

(参考) 地方税法 (連帯納税義務) 第十条 地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第四百三十二条 から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条までの規定を準用する。 第十条の二 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

資産の内訳 ※()内は家屋を示す

大字	地番	地積 ^{m²} (床面積) ^{m²}	地目 (種類)	備考 (家屋番号)
		^{m²}		
		^{m²}		
		^{m²}		

* 枠が足りない場合は、裏面に記載もしくはコピーしてご利用ください。

[問合せ先] 税務課 開成町延沢773 電話84-0313(直通)

【続】

資産の内訳 ※()内は家屋を示す

大字	地番	地積 ^{m²} (床面積) ^{m²}	地目 (種類)	備考 (家屋番号)
		^{m²}		

共有資産代表者指定届

記入例

新規 ・ 変更

令和 年 月 日

開成町長 様

地方税法第10条、地方税法第10条の2第1項により、共有資産に係る固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表として、次のとおり共有者連署のうえお届けします。

	ふりがな	住所	持分
	氏名		
代表者	カイセイ タロウ	開成町延沢●●●番地 電話番号 (0465)82 - ××××	1 / 2
	開成 太郎		
共有者	ニホン ハナコ	●●市●●一丁目▲番地 電話番号 (●●●●)■ ■ - ▲▲▲▲	1 / 2
	日本 花子		
		電話番号 () -	/
		電話番号 () -	/
		電話番号 () -	/
		電話番号 () -	/

- * 共有者本人の署名が困難な場合は、ご本人の了承を得ていただければ、代筆でも構いません。
- * 印は認印で構いません。
- * 共有資産に係る固定資産税は、地方税法の規定により共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うものです。
- * 代表者の本人確認ができる書類の提示または写しを添付してください。
【運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカードなど顔写真つきの身分証明書】

(参考) 地方税法
(連帯納税義務)
第十条 地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第四百三十二条 から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条までの規定を準用する。
第十条の二 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

資産の内訳 ※()内は家屋を示す

大字	地番	地積 ^{m²} (床面積) ^{m²}	地目 (種類)	備考 (家屋番号)
		^{m²}		
		^{m²}		
		^{m²}		

* 枠が足りない場合は、裏面に記載もしくはコピーしてご利用ください。

【続】

資産の内訳 ※()内は家屋を示す

大字	地番	地積 m^2 (床面積) m^2	地目 (種類)	備考 (家屋番号)
		m^2		
		m^2		